

【多肢択一式問題サンプル】

問題 41 次の文章は、ある最高裁判所判決の一節である。空欄 [ア] ～ [エ] に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

被告人は、厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課長補佐であり、庶務係、企画 [ア] 係及び技術開発係担当として部下である各係職員を直接 [イ] するとともに、同課に存する8名の課長補佐の筆頭課長補佐（総括課長補佐）として他の課長補佐等からの業務の相談に対応するなど課内の総合調整等を行う立場にあり、国家公務員法108条の2第3項ただし書所定の管理職員等に当たり、一般の職員と同一の職員団体の構成員となることのない職員であったものであって、[イ] 命令や [ア] 監督等を通じて他の多数の職員の職務の遂行に影響を及ぼすことのできる地位にあったといえる。このような地位及び職務の内容や権限を担っていた被告人が政党機関紙の配布という特定の政党を積極的に支援する行動を行うことについては、それが勤務外のものであったとしても、国民全体の [ウ] として [エ] 的に中立な姿勢を特に堅持すべき立場にある管理職的地位の公務員が殊更にこのような一定の [エ] 的傾向を顕著に示す行動に出ているのであるから、当該公務員による裁量権を伴う職務権限の行使の過程の様々な場面でその [エ] 的傾向が職務内容に現れる蓋然性が高まり、その [イ] 命令や [ア] 監督を通じてその部下等の職務の遂行や組織の運営にもその傾向に沿った影響を及ぼすことになりかねない。したがって、これらによって、当該公務員及びその属する行政組織の職務の遂行の [エ] 的中立性が損なわれるおそれが実質的に生ずるものといえることができる。

そうすると、本件配布行為が、勤務時間外である休日に、国ないし職場の施設を利用せずに、それ自体は公務員としての地位を利用することなく行われたものであること、公務員により組織される団体の活動としての性格を有しないこと、公務員であることを明らかにすることなく、無言で郵便受けに文書を配布したにとどまるものであって、公務員による行為と認識し得る態様ではなかったことなどの事情を考慮しても、本件配布行為には、公務員の職務の遂行の [エ] 的中立性を損なうおそれが実質的に認められ、本件配布行為は本件罰則規定の構成要件に該当するというべきである。そして、このように公務員の職務の遂行の [エ] 的中立性を損なうおそれが実質的に認められる本件配布行為に本件罰則規定を適用することが憲法21条1項、31条に違反しないことは、……明らかというべきである。

（最二小判平成24年12月7日刑集66巻12号1722頁以下）

1 奉仕者	2 指図	3 補導	4 被用者
5 総務	6 立案	7 政治	8 経理
9 指名	10 勤労者	11 教授	12 営利
13 経済	14 指揮	15 指導	16 配慮
17 請負人	18 平和	19 社会	20 使用者